

「独立行政法人農林漁業信用基金に関する法律顧問業務」  
に係る企画競争

企画提案説明資料

令和3年3月1日

独立行政法人農林漁業信用基金

## 資料目録

### I 企画提案説明書（実施要領）

様式1 競争参加資格確認申請書

参考様式 経歴書

様式2 企画書

様式3 競争不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査票

### II 仕様書

### III 審査要領

### IV 契約書（案）

# I 企画提案説明書 (実施要領)

## 1 業務概要

### (1) 業務名

独立行政法人農林漁業信用基金に関する法律顧問業務

### (2) 実施目的

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の業務運営の円滑化を図るとともに、信用基金が行う業務に関する紛争の未然防止及び早期解決を目的とする。

### (3) 業務内容

信用基金が行う業務に関する法律上の問題等について、専門的な立場から指導及び助言を行うこととし、別紙「II 仕様書」のとおりとする。

### (4) 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（1年間）

### (5) 契約限度額

600,000円（12ヶ月分）（消費税及び地方消費税を除く。）

## 2 企画競争参加資格要件

(1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に規定された資格を有する弁護士であり、東京都又は近県に事務所を有するか、又は事務スペースを確保できる者であること。

(2) 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。（当信用基金ホームページの契約関連情報（<http://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>）を参照すること。）

## 3 担当部署

〒105-6228

東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階

独立行政法人農林漁業信用基金 総務経理部 総務課

電話03-3434-7815 電子メール：soumu@jaffic.go.jp

FAX 03-3434-7836

## 4 再公告、再々公告の実施

### (1) 再公告

下記5(1)⑤の提出期限（令和3年3月12日（金）15時）において、下記5(1)②の申請書類の提出者が1者以下であった場合には、再公告を行う。

### (2) 再々公告

上記(1)の再公告を行ってもなお、申請書類の提出者が1者以下であった場合には、再々公告を行う。

(3) 上記(1)再公告又は(2)再々公告を行った場合には、申請書類の提出者に電話等で連絡する。

## 5 企画競争参加資格審査手続

### (1) 申請書類の提出方法等

① 本件競争の参加希望者は、競争参加資格確認申請書（様式1）及びその他必要書類（以下「申請書類」という。）を提出し、参加資格の有無について信用基金の審査を受けなければならない。

- ② 申請書類
    - ア 競争参加資格確認申請書（様式1） 1部
    - イ 申請者の概要（経歴書、事務所概要等）書類（参考様式） 1部
    - （注）申請者の概要書類については、参加資格申請者が任意に作成している書類（パンフレット等）でも可。
    - ウ 第一種定型郵便物の大きさの封筒（競争参加資格審査結果通知の送付先を明記し、返信用切手を添付のこと。） 1部
  - ③ 提出方法
    - ア 持参又は郵送で提出すること。
    - イ 持参により提出する場合の受付時間は、「土日祝日を除く平日10時から17時まで、12時から13時を除く。」とする。
    - ウ 郵送により提出する場合は簡易書留とし、提出期限必着とする。
    - エ 提出期限までに提出場所に到達しなかった申請書類は、いかなる理由をもっても無効とする。
  - ④ 提出場所：上記3の担当部署。
  - ⑤ 提出期限
    - 令和3年3月12日（金）15時
    - なお、上記期日において、提出者が1者以下である場合には、再公告を実施する。再公告を行う場合には、提出者に電話等で連絡する。
  - ⑥ 提出された申請書類の取扱について
    - ア 作成費用は、参加希望者の負担とする。
    - イ 申請書類は、返却しない。
- (2) 競争参加資格審査結果の通知
- ① 通知する事項
    - 申請書類を提出した者のうち、資格があると認められた者に対しては参加資格がある旨を、資格がないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由を「競争参加資格認定通知書」により通知する。
  - ② 参加資格がない旨の通知を受けた者への説明
    - 申請書類を提出した者のうち、参加資格がない旨の通知を受けた者で、その理由に対して不服のある者は、説明を求めることができる。
  - ③ 結果通知日
    - 競争参加資格認定通知書は、以下までに発送する。
    - 令和3年3月15日（月）

## 6 企画書の提出期限、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限
  - 令和3年3月22日（月）16時まで
  - なお、上記期日において、提出者が1者以下である場合には、選考を中止し、再公告するものとする。再公告を行う場合には、提出者に電話等で連絡する。
- (2) 提出場所：上記3の担当部署。
- (3) 提出書類
  - ① 企画書（様式2） 1部
  - ② 見積書（任意様式） 1部
- (4) 提出方法
  - 持参又は郵送で提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は認めない。
- (5) 提出にあたっての留意事項
  - ① 持参により提出する場合の受付時間は、「土日祝日を除く平日10時から

- 17時まで、12時から13時を除く。」とする。
- ② 郵送により提出する場合は簡易書留とし、提出期限必着とする。
  - ③ 提出期限までに提出場所に到達しなかった企画書は、いかなる理由をもってしても無効とする。
  - ④ 提出された書類に不備があった場合には、無効とする。
  - ⑤ 提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消を行うことはできないこととし、返還も行わないこととする。
  - ⑥ 1者あたり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合は、全てを無効とする。
  - ⑦ 虚偽の記載をした書類は、無効とする。
  - ⑧ 信用基金において、受託者の資格を有しないと判断された者が提出した書類は無効とする。

## 7 企画書の記載事項及び見積書

### (1) 企画書（様式2）

下記の内容を盛り込んだ企画書とすること。

- ① 過去5年間に担当した農業、林業・木材産業、漁業に関する法務相談実績（件数）及び概要
- ② 過去5年間に担当した金融法務、債務保証・保険分野に関する相談実績（件数）及び概要
- ③ 農業、林業・木材産業、漁業に係る知見
- ④ 金融法務及び債務保証・保険分野に係る知見
- ⑤ 業務を担当する弁護士の体制及び相談を受けた際の回答体制
  - ア 相談業務を担当する弁護士の体制
  - イ 相談業務を受けた際に要する時間（迅速に対応できる体制にあるか）
  - ウ 相談事案に関する態様（面談、電話、電子メール、ファックス、外部打合せへの出席等）
- ⑥ 労働法制・労働問題に係る知見
- ⑦ 公益通報窓口としての役割
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等の推進

### (2) 見積書（任意様式）

本業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税を除く。）を記載した見積書

## 8 企画書の特定をするための評価基準

提出された企画書については、別紙「Ⅲ 審査要領」に基づき評価を行う。

## 9 質問の方法、受付期限等

(1) 質問書（様式の指定なし）により、電子メールにて照会することとする。

(2) 受付期限等

令和3年3月12日（金）15時

質問に対する回答は原則として当基金ウェブサイト「契約関連情報」ページで閲覧に供する。ただし、軽微な質問又は質問者自身の既得情報、個人情報に関する内容に該当する場合は、質問者に対して個別に回答する。

## 10 書類等の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

## 11 契約に関する事項

- (1) 契約書の作成
  - ① 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
  - ② 契約書の作成に要する費用はすべて企画書を特定した提案者の負担とする。
  - ③ 契約書の内容は、担当が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 契約保証金は、全額免除する。
- (4) 契約条項は、「IV 契約書(案)」による。

## 12 企画競争実施に際しての留意事項

- (1) 企画書の作成及び提出に要する費用はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。企画書は返却しない。
- (3) 提出された企画書の差替え及び再提出は、認めない。
- (4) 提出された企画書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して競争参加停止等の処分を行うことがある。
- (5) 提出された企画書は非公開とするが、「独立行政法人等の情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)」に基づく開示請求があった場合は、特定した提案内容については、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (6) 企画競争の結果は、選定審査完了後14日以内に、提案者に対して書面で通知するとともに、ホームページで次の事項を公表する。  
特定した企画書を提出した者の所属事務所等名称、所属事務所等住所、氏名及び特定日、提案者毎の評価得点

(注) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当信用基金において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当信用基金OB)の人数、職名及び当信用基金における最終職名

イ 当信用基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時時点で在職している当信用基金OBに係る情報(人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等)

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

## 競争不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査

信用基金では、一般競争入札、企画競争等を実施する契約について、より多くの事業者様に参加していただけるよう、契約に関する見直しを進めております。

この一環として、企画提案説明書等をお受取りいただいた方で、企画書をご提出いただかなかった方より、改善すべき点を伺い、今後の契約に役立てて行きたいと考えております。

つきましては、ご多忙とは存じますが、上記趣旨をお酌み取りいただきまして、本アンケート調査へのご協力をお願いいたします。なお、本アンケート調査をご提出いただくことによる不利益等は一切ございません。また、本アンケート調査は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。

様式3「競争不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査票」については、下記の信用基金のホームページからダウンロードできます。

<http://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>



競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金  
理事長 今井 敏 殿

応募者 所属事務所等住所

所属事務所等名称

氏 名

印

令和3年3月1日付企画競争実施に関する公告「独立行政法人農林漁業信用基金に関する法律顧問業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること及び企画提案説明書等の内容を遵守することを誓約します。

記

- 1 申請者の概要（経歴書、事務所概要等）書類（参考様式） 1部  
（参加資格申請者が任意に作成している書類（パンフレット等）でも可。）
- 2 第一種定型郵便物の大きさの封筒 1部  
（競争参加資格審査結果通知の送付先を明記し、返信用切手を添付のこと。）

## 経 歴 書

〔独立行政法人農林漁業信用基金に関する法律顧問業務〕

ふりがな		生年月日	性別
氏 名		年 月 日	男 ・ 女
現住所 〒		電 話	
		F A X	
ふりがな			
所属事務所名			
所属事務所住所 〒		電 話	
		F A X	
メールアドレス			
所属弁護士会名	登録番号		

年	月	学 歴 ・ 職 歴



## 企 画 書

〔独立行政法人農林漁業信用基金に関する法律顧問業務〕

ふりがな		電話	
氏名		FAX	
ふりがな			
所属事務所名			
メールアドレス			

＜企画書作成について＞

下記の内容を盛り込んだ企画書を作成すること。

- ① 過去5年間に担当した農業、林業・木材産業、漁業に関する法務相談実績（件数）及び概要
- ② 過去5年間に担当した金融法務、債務保証・保険分野に関する相談実績（件数）及び概要
- ③ 農業、林業・木材産業、漁業に係る知見
- ④ 金融法務及び債務保証・保険分野に係る知見
- ⑤ 業務を担当する弁護士の体制及び相談を受けた際の回答体制
  - ア 相談業務を担当する弁護士の体制
  - イ 相談業務を受けた際に要する時間（迅速に対応できる体制にあるか）
  - ウ 相談事案に関する態様（面談、電話、電子メール、ファックス、外部打合せへの出席等）
- ⑥ 労働法制・労働問題に係る知見
- ⑦ 公益通報窓口としての役割
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等の推進

（注）書ききれない場合は別紙でも可とする。

① 過去5年間に担当した農業、林業・木材産業、漁業に関する法務相談実績（件数）及び概要

○農業

実績件数： 件

概要：

○林業・木材産業

実績件数： 件

概要：

○漁業

実績件数： 件

概要：

② 過去5年間に担当した金融法務、債務保証・保険分野に関する相談実績（件数）及び概要

実績件数： 件

概要：

③ 農業、林業・木材産業、漁業に係る知見

○農業

○林業・木材産業

○漁業

④ 金融法務及び債務保証・保険分野に係る知見



⑥ 労働法制・労働問題に係る知見

⑦ 公益通報窓口としての役割（外部窓口として通報を受け付けた場合（内部及び外部通報を含む）における法律顧問としての対応方針）



⑧ ワーク・ライフ・バランス等の推進

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写し（内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し）を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。

1. 入札説明書等をお受け取りいただいた事業者様で、入札・企画競争に参加されない場合には、アンケート調査へのご協力をお願いいたします。

2. 一者応札・一者応募の改善は当信用基金の課題となっており、公的機関としての説明責任を果たし、競争性の向上や業務改善につなげていくために、いただいた回答書を内部資料として活用させていただくこととしております。何卒ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして個別に照会させていただくこともありますので、予めご了承ください。

◆提出方法：E-mailに添付して送付（WordまたはPDF）または、ファクシミリにて送付ください。

E-mailの場合のタイトル：「（入札・企画競争の件名\_〈貴社名（略称可）〉：不参加理由送付）」

宛先： 入札説明書等に記載のアドレス、ファクシミリ番号

◆提出期限：開札日後、1週間以内でお願いします。

独立行政法人農林漁業信用基金 総務経理部総務課

令和 年 月 日

### 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査

1. 件 名：独立行政法人農林漁業信用基金に関する法律顧問業務

2. 提出者

① 貴社名・部署名：

② ご担当者氏名：

③ 電話番号：

④ 電子メールアドレス：

3. 不参加等理由：（適当な選択肢がない、または選択が困難な場合は、選択しないままご提出いただいても結構です。）

該当する項目の〔 〕に「○」を付してください（複数回答可）。

① 〔 〕 自社で納入物件が確保できない。

② 〔 〕 自社で業務従事者が確保できない。

③ 〔 〕 当該業務について自社の経験・実績が少なかった。

④ 〔 〕 同時期に他の入札もしくはその予定があった。

⑤ 〔 〕 自社の業務内容と合致しなかった。

⑥ 〔 〕 その他（具体的に記載ください） \_\_\_\_\_

4. その他ご意見・ご要望

※入札説明書等で改善すべき点などについてのご意見・ご要望があれば記入ください。

（ご協力ありがとうございました。）

## Ⅱ 仕様書

### 1 業務の名称

独立行政法人農林漁業信用基金に関する法律顧問業務

### 2 業務の内容

(1) 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が行う業務（以下「信用基金の業務」という。）に関する以下の相談事項について、適時適切に指導及び助言（電話、電子メール等を含む。）を行う。

- ① 農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務並びに農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務遂行上の諸問題についての法律相談
- ② 訴訟対応に当たっての法律相談
- ③ その他、信用基金の業務に関する依頼事項

(2) 信用基金に係る公益通報窓口業務を行う。

### 3 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（1年間）

### 4 その他

- (1) 本業務において、信用基金の業務に関する資料要求等の依頼、要望等があるときは、原則文書を作成し、提出すること。
- (2) 本業務において作成された資料等の原著作権及び二次的著作物の著作権は、信用基金に帰属すること。
- (3) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたとき、又は業務の内容を変更する必要性が生じたときは、信用基金と受任者で協議すること。
- (4) 受任者は、本仕様書に疑義が生じたときは、信用基金と協議すること。
- (5) 本業務において、知り得た知識及び機密事項等を公表又は第三者へ漏洩しないこと。

### Ⅲ 審査要領

この審査要領は、「独立行政法人農林漁業信用基金に関する法律顧問業務」の企画競争において、選定委員会が企画書を特定するための評価項目及び配点並びに評価方法を示したものである。

#### 1 企画書等の評価

##### (1) 採点項目

- ① 過去5年間に担当した農業、林業・木材産業、漁業に関する法務相談実績  
(配点25点)
  - ・ 一業種について複数件の相談実績がある (必須項目) 0, 10点
  - ・ 二業種について複数件の相談実績がある 0, 5点
  - ・ 三業種について複数件の相談実績がある 0, 5点
  - ・ 相談実績が多く、その内容も多岐に亘る (加点項目) 0 ~ 5点
- ② 過去5年間に担当した金融法務、債務保証・保険分野に関する相談実績  
(配点15点)
  - ・ 複数件の相談実績がある (必須項目) 0, 10点
  - ・ 相談実績が多く、その内容も多岐に亘る (加点項目) 0 ~ 5点
- ③ 農業、林業・木材産業、漁業に係る知見 (提出された企画書により、総合的に判定する。) (配点25点)
  - ・ 一業種についての知見が相当程度認められる (必須項目) 0, 10点
  - ・ 二業種についての知見が相当程度認められる 0, 5点
  - ・ 三業種についての知見が相当程度認められる 0, 5点
  - ・ 各業種に関する知見が高いと認められる (加点項目) 0 ~ 5点
- ④ 金融法務及び債務保証・保険分野に係る知見 (提出された企画書により、総合的に判定する。) (配点15点)
  - ・ 知見が相当程度認められる (必須項目) 0, 10点
  - ・ 知見が高いと認められる (加点項目) 0 ~ 5点
- ⑤ 業務を担当する弁護士の体制及び相談を受けた際の回答体制  
(配点20点)
  - ア 相談業務を担当する弁護士の体制
    - ・ 担当の弁護士を設置している (必須項目) 0, 5点
    - ・ 担当を複数名設置している (加点項目) 0 ~ 5点
  - イ 相談業務を受けた際に要する時間
    - ・ 概ね1週間以内に回答 (必須項目) 0, 5点
  - ウ 相談事案に関する態様
    - ・ 面談、電話、電子メール、ファックスなど  
例示した連絡方法は可能である (必須項目) 0, 5点

- ⑥ 労働法制・労働問題に係る知見  
(配点10点)  
・ 知見が相当程度認められる、高いと認められる  
(加点項目) 0～10点
- ⑦ 公益通報窓口としての役割  
(配点10点)  
・ 法律顧問としての対応が明確に示されている  
(加点項目) 0～10点
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等の推進  
(配点10点)  
・ 女性活躍推進法に基づく認定 2, 4, 6, 8, 10点  
・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定 4, 6, 8点  
・ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 8点  
※ 複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い項目により加点

(2) 欠格事項

- ① 提案者が提出した見積書の記載金額が、独立行政法人農林漁業信用基金の定める契約限度額を超える場合は、欠格とする。
- ② (1)のうち必須項目としている項目については、必ず満たす必要がある項目であり、そのうち一項目でも基準を満たさないものがある場合には、他の企画内容に関係なく、欠格とする。
- ③ 提案者の(1)の①から⑤までの合計点が、配点(100点)の6割に満たない場合には、欠格とする。

## 2 特定方法

選定委員会は、各委員から提出された評価を基に以下の方針に沿って討議し、最適な企画書を特定する。

- (1) 1の(1)の①から⑤までの評価において、委員の一人でも欠格とした企画書は、不合格とする。
- (2) 上記(1)を除いた企画書の中で、最高点を付した委員の人数が最も多い企画書を第一順位とする。
- (3) 上記(2)において、最高点を付した委員が同人数の企画書が複数ある場合には、全ての委員の評価点数の合計が最も多い企画書を第一順位とする。
- (4) 上記(3)においても同点数の企画書が複数ある場合には、委員長が特定する。

以上



## IV 契約書（案）

### 法律顧問契約書

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「甲」という。）と弁護士〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙を甲の顧問弁護士に委任することについて、次のとおり契約する。

第1条 甲は、乙を甲の顧問弁護士に委任し、乙はこれを受諾した。

第2条 甲が行う業務（以下「信用基金の業務」という。）に関して、乙に対する相談事項は次のとおりとする。

- (1) 農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務並びに農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務遂行上の諸問題についての法律相談
- (2) 訴訟対応に当たっての法律相談
- (3) その他、信用基金の業務に関する依頼事項

2 乙は、前項各号に掲げる相談事項に関し指導及び助言を行うほか、甲に係る公益通報窓口業務を行う。

第3条 甲は、前条の相談対応及び窓口業務に対して乙に月額金〇〇, 〇〇〇円に消費税及び地方消費税を加算して支払うものとし、その支払い方法は次のとおりとする。

- (1) 甲は所得税法に基づき乙に対する支払月額から源泉所得税を控除した残額を乙の指定する銀行口座に振込むものとする。
- (2) 前項の甲の支払日は、毎月〇日とする。  
ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が金融機関の休業日に当たるときは、更に繰り上げて支払うものとする。

第4条 甲が乙に対し、第2条第1項に掲げる事項を除く事項に関し事件処理を委任した場合は、甲は前条の金員と別に報酬を支払うものとする。

第5条 前条において、乙は着手金、中間金は請求せず、報酬は事件終結後に支払いを受けるものとする。

第6条 甲は乙に対し第3条及び第4条の金員と別に事件処理に要した実費を支払う。この実費は乙の請求後10日以内に支払うものとする。

第7条 本契約に基づき作成された資料等の著作権及び二次的著作物の著作権は、信用基金に帰属するものとする。

第8条 乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる者と関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者と関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者と関係を有すること。

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者と関係を有すること。

(5) 暴力団員等社会的に非難されるべき者と関係を有すること。

2 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて信用基金の信用を毀損し、又は信用基金の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

3 甲は、乙が前二項に違反した場合、何らの催告をなしに直ちに、締結した一切の契約を解除することができる。

4 甲は、前項に基づく契約を解除したことにより、乙に発生した損害について、賠償責任を負わない。

第9条 甲は、乙が次に掲げる事項の一に該当する場合又は甲の業務上必要があると認めた場合には、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 乙が正当な事由によらないで、本契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための談合があったと認められるとき。

(3) 乙が前二号に掲げる場合のほか、本契約上の義務に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定に基づき、本契約を解除した場合においては、契約金額のうち、既済部分に対応する金額を乙に支払うものとする。

第10条 乙は、甲が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき、本契約を解除することができる。

第11条 甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第12条 この契約の有効期限は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

なお、契約満了の日において、完了していない事案がある場合は、甲乙協議のうえ、この契約を更新することができる。

第13条 本契約に定めのない事項は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

令和3年 月 日

甲 東京都港区愛宕2-5-1  
独立行政法人農林漁業信用基金  
理事長 今井 敏  
生年月日 年 月 日

乙

弁護士 ○ ○ ○ ○  
生年月日 年 月 日